

Title	いわゆる「措定文」をめぐって
Author(s)	三宅, 知宏
Citation	現代日本語研究. 2020, 12, p. 38-53
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78785
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# いわゆる「措定文」をめぐって

#### On So-Called "Sotei" Predicational Sentences

三宅 知宏

MIYAKE Tomohiro

キーワード: コピュラ文, 措定文, 叙述文, 主題, "ハ"と"ガ"

# 要旨

本稿は、日本語の「コピュラ文」の分類における、いわゆる「措定文」をめぐって、考察することを目的とする。具体的には、このタイプの文に対して、「措定」という名称が与えられることの不適切性を指摘するとともに、その定義のために「 $A \cap B$  ダ」という型を前提とすべきではないことを主張する。あわせて、一般に「措定文」と呼ばれるタイプは「叙述文」と呼ぶべきことを提案し、「叙述文」には「A ガ B ダ」という型も含まれ、その主格名詞句が主題化されたものが「 $A \cap B$  ダ」型であるとする統語分析を示唆する。

#### 1. はじめに

本稿は、日本語の「コピュラ文」の分類において、一般に「措定文」と呼ばれるタイプをめぐって、考察することを目的とする。

ここで言う「コピュラ文」は、おおまかに「名詞述語文」、「形容詞述語文」を総称したものとして一般的に用いられる概念に異ならない $^{1)}$ 。また、いわゆる「措定文」とは一般に、次例のような、" $^{A}$  ハ  $^{B}$  ダ"という文型において、 $^{A}$  に対して  $^{B}$  という属性を叙述するような文のことを指すとされているが、詳細は後述する。

#### (1) 鯨は哺乳動物だ

本稿の論旨は、具体的には、次のような3点に集約される。

①一般に「措定文」と呼ばれているタイプに対して、「措定」という名称が与 えられることの不適切性を指摘するとともに、その定義のために「A ハ B ダ」という形態的な型を前提とすべきではないことを主張する。

- ②いわゆる「措定文」は「叙述文」と呼ぶべきことを提案し、それには「A ハ B ダ」型だけでなく、「A ガ B ダ」型も含まれることを主張する。
- ③「叙述文」(いわゆる「措定文」) において、「 $A \cap B \not$  」型は、「 $A \not$   $B \not$  」型の主格名詞句が主題化したものであるという統語分析の示唆を行う。

本稿は、いわゆる「指定文」も含めた、日本語のコピュラ文の総合的分析の ための基礎的研究の一部をなすものである。そのため、論旨の③は示唆にとど まらざるを得ない。

本稿は次のような構成をとる。次の2.において,先行研究における日本語の コピュラ文の分類について確認した上で,3.において,前述の論旨の①,②に ついて,4.において,同じく③について述べる。5.において,まとめを行う。

### 2. 日本語のコピュラ文の分類

#### 2. 1. 三上(1953)

本稿が考察の対象とする、いわゆる「措定文」というタイプにおける「措定」 という名称は、三上(1953)においてはじめて用いられたものである。

同書は、いわゆるコピュラの"ダ(デス)"を「準詞」、それを述語に伴う文を「準詞文」と呼び、その「準詞文」の分類として、次の(2)のような区別を提案したものである $^{2}$ 。(3)は各タイプの例文の抜粋である。

- (2)a. 措定 (第一準詞文)
  - b. 指定(第二準詞文)
  - c. 端折り (第三準詞文)
- (3)a. イナゴは害虫だ / 私は幹事です
  - b. 君の帽子はどれです? / 幹事は私です
- c. 僕は紅茶だ (注文の場合) (a~c 全て,三上(1953:44-45)) $^{3}$ このうち(2c)の「端折り」はいわゆる「ウナギ文」であり、同書でもあまり重視はされておらず、本稿の考察においても重要ではないので、議論しない $^{4}$ )。

さて、同書におけるこの分類は、記述されている章のタイトル(「第一章 私の品詞分け」)からも分かるように、品詞分類の過程で提案されたものであり、コピュラ文そのものの構造や意味の分析を目的としたものではない<sup>5)</sup>。実際に、

「措定」「指定」それぞれがどのような意味を持つものかについては、詳細な記述はない。

特に、三上(1953)が重視しているのは「指定」の方で、" $A \cap B$  ダ"のA とB を入れ替え、" $\cap$ "を" $\exists$ "に変えて" $\exists$ "の形にしても、同じ意味の文が作れることが「措定」との違いであることが指摘されている。

事実として,「指定」である(3b)は,次の(4)と同義である。

(4) どれが君の帽子です? / 私が幹事です (三上(1953:46))

この言語事実は非常に重要であり、その後の研究に大きな影響を与えているものであるが、前述したように、三上(1953)は、「準詞文」(「コピュラ文」)の詳細な分析を行っていないので、この言語事実に対する統語的な分析も深められていない $^{6}$ )。

「指定文」に関しては、本稿の範囲を超えるので、別稿において考察することとし、これ以上の紹介を避けるが、一点のみ、学説史上の問題として、次のことを指摘しておく。

三上(1953)における「指定(文)」はあくまで(3b)のような "A <u>ハ</u>B ダ"の型をとったもののことを指している。一方、同義ではあるものの、(4)のような "B <u>ガ</u>A ダ"の型をとったものには、特に名称は与えられていない。「指定以前のセンテンス」(三上(1953:45))という記述はあるが、この型に与えられたカテゴリー名はではない。

- (5)a. 委員長は田中だ (「倒置指定文」)
  - b. 田中が委員長だ (「指定文」) (西山(2003:75))

同じ「指定文」という用語でも指す文型が、三上(1953)と西山(2003)では異なることになり、近年の研究においても、用語上の混乱が生じていることが見受けられる。

三上(1953)や上林(1988)とは別の独立した言語事実に基づいて,三宅(2011) が論証しているように,「指定文」において,"B ガ\_A ダ"型から"A ハ\_B ダ" 型に統語的な派生関係があることは、おそらく間違いないであろうが、そのことをカテゴリー名の違いで表現する必要はないこと、また、そのような統語的派生関係を「倒置」と呼ぶべきではないこと等から、本稿は、上林(1988)/西山(2003)のような「指定文」「倒置指定文」という用語法はとらず、「B ガ A ダ」型も「A  $\wedge B$  ダ」型もどちらも「指定文」と呼ぶという立場をとる。これについては詳細ではないが、後述するところがある。いずれにしても、この立場をとることは、いわゆる「措定文」に焦点を当てる本稿の議論に影響はしない。

# 2. 2. 上林(1988)/西山(2003)

前節で紹介した,三上(1953)における「措定文」/「指定文」という分類は, 寺村(1982)で紹介されたこともあり,広く知られてはいたと言えるが,その後, この分類に関して,詳細な分析がなされていたとは言い難い。

それに対し、上林(1988)及びその考え方を大成した西山(2003)は、この分類の重要性を認識した上で、それぞれに対し、意味的に厳密な定義と精緻な分析を与えている。西山(2003)は、日本語のコピュラ文、また名詞句の研究において、現在、一種のスタンダードとなっており、批判的な立場も含めて、必ず参照されるべき論考となっていると言える。

さて、その西山(2003)では、次例(6)のような、本稿が関心を持つ「措定文」は(7)のように定義されている $^{7)}$ 。

- (6) モーツァルトは天才だ / 鯨は哺乳動物だ
- (7) 「措定文」: (「A は B だ」という型において)

Aで指示される指示対象について、Bで表示する属性を帰す。

(西山(2003:123))

簡略に言えば「Aに対してBという属性を叙述する」というような理解でよいと思われる。そしてそれは、前述の三上(1953)の「措定文」と外延的に一致するものであり、同じ「措定文」という用語でこのタイプの文を記述することに問題はない。

西山(2003)が挙げる「措定文」の例をさらに引用しておく。

(8) 太郎は学生だ / バッハは偉大な音楽家だ / 洋子は天才だ

(西山(2003:73))

本稿も、いわゆる「措定文」というタイプを(7)のように定義することには、 基本的に異論は持たない。

しかしながら、次のような2点について、再考されるべきと考える。

- i.このタイプに与えられる名称として、「措定(文)」という用語がふさわしいか。
- ii. このタイプを定義するにあたって、「AハBダ」のような「型」、即ち、「Aハ」のように主題化された要素を含む「型」を前提としてもよいか。
  上のii.の問題は、西山(2003)の枠組みでは、「指定文」としての解釈ではない「AガBダ」型の文がうまく位置づけられないということもふまえている。
  次節において、これらの点について考えることにする。
- 3.「"措定"文」という用語とカテゴリーの範囲
- 3.1.名称の不適切性と代案

「措定」という語は、専門用語であり、日常的に使われる語とは見なされない。その点が「指定」とは異なる点である。それでは、「措定」がどのような意味を持つかということについて、いくつかの辞書の記述をみてみよう。

- (9) ①推論のたすけを借りないで、ある命題を主張すること。
  - ②推論の前提として置かれている,まだ証明されていない命題。また, ある論点について,反論を予想して,反論の前に主張される意見や 学説。たとえば,二律背反における最初の命題や,弁証法論理にお ける第一項にあたる命題のたぐい。

(日本国語大辞典 第二版 小学館 2003) 8)

- (10) ①あるものを対象としてまたは存在するものとして立てること。ある 内容をはっきりと取り出して固定すること。
  - ②ある命題を肯定的に主張すること。定立。

(広辞苑 第六版 岩波書店 2008)

- (11)①哲学で,ある事物の存在を肯定し,その内容を明白にして示すこと。
  - ②哲学で、ある命題を自明なもの、あるいは任意の仮定として、推理によらずに肯定して主張すること。

(明鏡国語辞典 第二版 大修館書店 2010)

これらをどのように解釈しても、「属性を叙述する」という文タイプに与える ラベルとしてふさわしいとは思われない。

実際,西山(2003)をはじめとして,この文タイプに言及する論文において,「措定文」の英訳は"Predicational Sentence"のように"predicational"という用語が使われることが極めて一般的であるが,この用語に「措定」という意味はない。しかしながら,"predicational"という用語はむしろ,この文タイプの表す意味に適格である。「属性を叙述する」ということを表すのにふさわしいからである。

西山(2003)は、「措定文」である次の(12)((8)の再掲)の述語名詞句に対して、「叙述名詞句」という名称を与えているが、その英訳は"predicate nominal"である(西山(2003:73))。

(12) 太郎は<u>学生だ</u> / バッハは<u>偉大な音楽家だ</u> / 洋子は<u>天才だ</u> これに従えば、"Predicational Sentence"は「叙述文」ということになり、 そして、この「叙述文」はまさにこの文タイプの表す意味に合致する。カテゴリー名としてふさわしいと言える。

本稿は、(7)のように定義される、(6)や(8)のような文のタイプに与えられる 名称として、いわゆる「措定文」ではなく、「叙述文」を使用するべきであると 考える。

現在,日本語研究において,「措定文」という用語が一般的なのは,最初に指摘した三上(1953)が用いた用語であり,そしてスタンダードとも言える研究である上林(1988),西山(2003)がそれを踏襲し,使用し続けているという学説史上の事情によるところが大きいと言える。積極的にこの用語を使用するべきという研究は、管見の限り、知らない。

三上(1953)は、前述したように、そもそも「措定文」という文タイプに詳細な意味の記述はしていないので、つきつめた理由があって、この用語を用いたとはとても思えない。

上林(1988),西山(2003)も,積極的にこの用語を用いる理由は述べておらず, 単に便宜上,三上(1953)を踏襲したに過ぎないように思われる<sup>9)</sup>。

「措定文」という用語を用いることに、学術的に本質的な理由があるかと言 えば、それはないとしか言いようがない。この文タイプの正しい理解のために も,恣意的に貼られたラベルでしかない「措定文」ではなく,「叙述文」が使われるべきである。

#### 3. 2. 「叙述文」(いわゆる「措定文」) の範囲

前節で、辞書の記述((9)~(11))を確認した「措定」という語は、本稿で「叙述文」と呼ぶ文タイプに与えられる名称として用いるにはふさわしくないということを述べた。

では、この「措定」という語が用いられるのにふさわしい言語事象、言い換えると、正しい意味での「措定文」はないのかというと、実はある。

次例を見られたい。仁田(1991)で「現象描写文」と呼ばれているタイプの文である $^{10)}$ 。

- (13) 子供達が運動場で遊んでいる (仁田(1991:37)) 他にも次のような例が挙げられる。
- (14) 机の上に花瓶がある / 雨が降っている / 犬が走っている 仁田(1991)は、この「現象描写文」について、次のように説明している。
  - (15) 〈現象描写文〉とは、話し手の視覚や聴覚等を通して捉えられたある時空の元に存在する現象を、現象の存在への確認は有しているものの、主観の加工を加えないで言語表現化して、述べたものである。また、現象描写文は、新たに現象を言語表現の場に導入するといった文である。 (仁田(1991:36))

現象描写文は、構造の上から、無題文で、文末に〈判断のモダリティ〉といった文法のカテゴリを有さない。文全体が新情報の文である。

(仁田(1991:122))

推論や判断などの主観を加えることなく、現象の存在を認めて言語化するという、この文タイプが表す意味は、辞書の記述((9)~(11))における「措定」と調和すると思われる。あえて言えば、「措定文」という名称にふさわしいのは、この「現象描写文」のような文タイプであろう。

ただし、「現象描写文」という名称に不都合な点はないので、改称する必要性はないし、改称すべきとも思わない。あくまで「現象描写文」のような文タイプに対してなら、「措定文」という名称を与えることができるということを述べ

たに過ぎない。

しかしながら、本稿において、「現象描写文」を取り上げた理由は、名称の問題とは別に、本稿の「叙述文」(いわゆる「措定文」)の範囲を考える際に、重要な役割を果たすからに他ならない。その点について、以下で述べる。

上の(15)の後半に引用した部分にあるように、「現象描写文」は文全体が新情報の文であり、そのため無題文でなければならない。即ち、「主題」("~は")は生起することはできず、主格名詞句は、形態的にも「主格」("~が")で標示されねばならない。「主題」を前提として取り立て、それについて述べるという題述関係を持つものではない。また、文末に話者の判断を表す要素を生起させることもできない<sup>11)</sup>。

そのような「現象描写文」は一般に、前掲の(13)(14)のように、動詞述語文となることが多いが、名詞あるいは形容詞述語文であるコピュラ文であっても、この文タイプになる場合も観察される。次例は仁田(1991)からの引用である。

(16) わぁー,空がとても青い。/ 見てみな。波が荒いよ。おーい,山の端が真赤だ。/ あっ,隣りが火事だ。おい,山田が危篤だ。 / あれ,電話が不通だ。あっ,松坂屋が休みだ。 (仁田(1991:124))

上の(16)の例は全てコピュラ文であるが、同時に「現象描写文」であるため、 主格名詞句が主題化されず、主格(" $\sim$ ガ")のままである。

- (17)a. (わぁー) 空が青い b. 空<u>は</u>青い (ものだ)
- (18)a. (わぁー) 空が赤い b. 空は赤い(ものだ)

上の(17a)と(17b)の対比をみられたい。(17a)は「現象描写文」であり、「空が青い」という事態そのものを描写しているのに対し、(17b)は「空」が主題化され、「空」について言えば「青い」という属性を持っているという題述関係が成り立っている。(17a)が一時的な状態であるの対し、(17b)は恒常的な属性を表していると言ってもよい。

同じ違いがある(18a)と(18b)を比べた場合,(18a)は夕焼け空を見上げた際など,発話される状況を想定できるが,(18b)は一般常識に照らして不自然な表現となる。一時的な状態として,空が赤くなることはあっても,恒常的な属性と

して,空は赤くはないからである。

実は、このような「現象描写文」タイプの「A <u>ガ</u> B ダ」型、言い換えると「B <u>は</u> A ダ」と同義の「指定文」ではない「A <u>ガ</u> B ダ」型の文は、西山(2003)の枠組みではうまく位置付けられていない。「指定文」でないことはもちろんであるが、いわゆる「措定文」とも言えない。西山(2003)の「措定文」はその定義に「A <u>ハ</u> B ダ」という「型」が前提とされているからである。「A <u>ハ</u> B ダ」という型をとらない「措定文」は存在しないのである。

- (16)のような「現象描写文」タイプの「A ガ B ダ」型の文は、「B  $\wedge$  A ダ」としても同義の文は作れない、即ち「指定文」タイプではないということを確認しておこう  $^{12)}$   $^{13)}$ 。
  - (19) わぁー, 空がとても青い。≠ わぁー, 青いのは空だ
  - (20) あれ, 電話が不通だ。 ≠ あれ, 不通は電話だ

それでは、西山 (2003) の枠組みではうまく位置づけられない、このような「現象描写文」タイプの「A ガ B ダ」型のコピュラ文は、コピュラ文の体系の中でどのように位置づけられるのであろうか。

このタイプの文において述語が表す意味は、一時的であり、恒常性はないため、主格名詞句が指示する対象の「属性」とは言いにくいが、ある種の「状態」が叙述されているとは言える。

主格名詞句が主題化されていないという点を除けば、主格名詞句と述語の関係は、両タイプとも共通していると言えるのである。動詞述語文において、主格名詞句が主題化されようとされまいと、主格名詞句と述語の意味役割上の関係は変わらないのと同じである。次例(21)の"子供達"は主題化の有無にかかわらず、述語動詞に対して「動作主」のような意味役割を有していることに異なりはない。

- (21)a. 子供達<u>が</u>運動場で遊んでいる
  - b. 子供達は運動場で遊んでいる

このことは、コピュラ文においても言えるということが本稿の分析である。 即ち、次例の(22a.b.)の関係は、(21a.b.)の関係に等しいということである。

## (22)a. 空が青い

## b. 空は青い

さて、そのように考えると、「A <u>ハ</u> B ダ」型の「叙述文」は、「A <u>ガ</u> B ダ」型の文が主題化されたものに過ぎず、両者はともに「叙述文」と呼ばれてよいという結論に至る。

「叙述文」(いわゆる「措定文」)の定義の中に、「 $A \cap B \emptyset$ 」という型を前提とするのではなく、「 $A \cap B \emptyset$ 」は「 $A \notin B \emptyset$ 」の主格名詞句(「 $A \notin J$ 」)が主題化されたものととらえた上で、「叙述文」は、次のように記述されるべきと考える。

(23) 「A  $\not$  B  $\not$   $\not$  」(主題化された場合は「A  $\land$  B  $\not$  」)というコピュラ文において、A に対して B という状態を叙述する。

もちろん、一般的な使用において、「叙述文」は主格名詞句が主題化されて、「 $A \cap B$  ダ」型をとることがふつう(デフォルト)であり、主題化されず「A ガ B ダ」型のままでよいのは、「現象描写文」のような場合に限られる、ということは付記せねばならない。

## 4.「叙述文」(いわゆる「措定文」)の統語分析

前節において既に、「 $A \cap B \emptyset$ 」型の叙述文は、統語的に、「 $A \not B \emptyset$ 」型の主格名詞句(" $A \not J$ ")が主題化されたものである、という統語分析にふみこんだ記述を行った。

これも繰り返しになるが、上のような仮説は新奇なものではなく、動詞述語

文において、項の「主題化」が起こり、題述関係が生まれても、述語と項の意味役割関係は保持されるということを考えあわせれば、自然な仮説であると言える。以下に(21)(22)を再掲する。

- (21)a. 子供達が運動場で遊んでいる b. 子供達は運動場で遊んでいる
- (22)a. 空が青い
  - b. 空は青い

上の(21)のa.とb.の関係と,(22)のa.とb.の関係は等しいということである。

仮に、「主題化」を、「項が統語構造上の「主題」位置へ移動する」という統語操作であるとすると、概略的には次のように図式化できる $^{14)}$ 。(21)が(24)に、(22)が(25)に対応している。

- (24)a. [子供が遊んでいる]
  - b. [子供;は][ t; 遊んでいる]
- (25)a. [空が青い]
  - b. [空iは][ti 青い]

「 $A \cap B \not$ 」型の「叙述文」(いわゆる「措定文」)は、「 $A \not$   $B \not$  」型の主格名詞句が主題化しただけのものであり、「 $A \not$   $B \not$  」型もまた「叙述文」であるとする仮説は、無理のない自然なものと思われる。

しかしながら、従来の研究のように、「叙述文」(いわゆる「措定文」)の定義に、「 $A \cap B$  ダ」という型を前提として取り込んでいては、この仮説は立てられない。そこで、本稿の分析は、「叙述文」の定義において「 $A \cap B$  ダ」という型を前提とするべきではないということを、あわせて主張することになる。

さて一方、「指定文」は、三宅(2011)によれば、主格名詞句ではなく述語句が主題化したものと考えられる。次例の「指定文」である(26)の a. と b. の関係を図式化すると(27)のようになる  $^{15)}$ 。

- (26)a. 彼が社長だ b. 社長は彼だ (a.とb.は同義)
- (27)a. [彼が社長だ]
  - b. [社長;は][彼が t; ]

「叙述文」(いわゆる「措定文」)と「指定文」の意味的な異なりについては、 西山(2003)に従うこととして、両者の統語的な異なりについて目を向けた場合、 いずれも「主題化」が関与しているものの、前者は「主格名詞句」、後者は「述 語句」がその対象となっているという異なりが見られるということになる <sup>16)</sup>。 (25)と(27)を対比しつつ参照されたい。

なお、いずれも「主題化」(「主題」位置への「移動」)という統語操作という 点では共通しており、「指定文」のみ「倒置」という用語を使って、移動後の文 型にラベルを貼る必然性はない。そもそも「倒置」ではないということもある。

「指定文」において語順が変わってしまうのは、単に、移動の元位置が述語 ということに起因するものであり、「倒置」されたからではない。

以上,本節で述べたことは,厳密に論証はされておらず,示唆にとどまるものである。これらの論証は別稿で試みることとする。

## 5. おわりに

本稿は、日本語の「コピュラ文」の分類における、いわゆる「措定文」をめ ぐって、考察を行った。

本稿では、次のような3点が主張された。ただし、③は示唆のレベルにとど まるものである。

- ①一般に「措定文」と呼ばれているカテゴリーに対して、「措定」という名称 が与えられることは不適切であり、また、その定義のために「A ハ B ダ」 という型を前提とすべきではない。
- ②いわゆる「措定文」は「叙述文」と呼ぶべきであり、それには「 $A \cap B \emptyset$ 」型だけでなく、「 $A \not B \emptyset$ 」型も含まれる。
- ③「叙述文」(いわゆる「措定文」)において、「 $A \cap B \not$  」型は、統語的には、「 $A \not$   $B \not$  」型の主格名詞句が主題化したものである。

本稿は、日本語のコピュラ文の総合的分析のための基礎的研究の一部をなす ものであった。

「指定文」も含めた,日本語の「コピュラ文」に関する総合的な分析に進む ことが、今後の課題である。

#### 注

1)「コピュラ文」という名称については、西山(2003)に従う。なお、「形容詞

述語文」の「形容詞」は、いわゆる「イ形容詞」(学校文法の「形容詞」)でも、いわゆる「ナ形容詞」(学校文法の「形容動詞」)のどちらでもよい。また、「副詞」や「連体詞」等であっても"-ダ"を伴って述語として機能していれば、コピュラ文に含まれる。ただし、日本語においては、「イ形容詞」の場合、形態的に「コピュラ」("-ダ")を伴わないので、必ずしもこの名称がふさわしくない面があるが、便宜上、この名称を用いることにする。

2)「文」全体の分類として、次のようなものが提示されている。

- 3) 複数の例文からの抜粋。なお、読みやすさのため、原文の片仮名表記を平 仮名表記に改めた。
- 4)「ウナギ文」(三上(1953)の「第三準詞文」)という分類自体が重要ではないというわけでは、もちろんない。しかし「端折り」は、上林(1988)が正しく指摘しているように、「措定」及び「指定」とは明らかに異なった基準による分類であり、分類のレベルが異なるものである。同じレベルで三分類した場合の一つと考えるのは不適切である。
- 5)日本語における「代名詞」というカテゴリーに対し、「指定」の述語にはなれるが、「措定」の述語にはなれないという性質があることを指摘している。
- 6) 三上(1953)の「指定文」について、この言語事実に基づき、指定文の述語は「有格」であるという指摘をしているが、この指摘は極めて重要であるにもかかわらず、三上(1953)には指摘以上の言及がなく、近年の研究でもあまり顧みられることがない。この点もふまえた「指定文」に関する統語的な分析は、三宅(2011)に一部見られるが、より詳細には別稿で試みることにする。
- 7) 西山(2003)では、「措定文」「指定文(倒置指定文)」以外にも、「同定文(倒置同定文)」、「同一性文(倒置同一性文)」、「定義文」、「提示文」という下位分類が提案されているが、「指定文」の亜種であったり、コピュラ文の中でも極めて周辺的な用法であったりするため、「措定文」「指定文(倒置指定文)」と同じレベルでの分類とは考えにくい。
- 8) 電子版からの引用のため、ページ数は省略する。(10)(11)も同じ。また、

- (9)は用例を省略した。
- 9) 一方,「指定文」(Specificational Sentence)は,「A は B だ」/「B が A だ」という型において「A という 1 項述語を満足する値をさがし,それを B によって指定(specify)する。」(西山(2003:135))というように、その定義の中に「指定」という語が組み込まれており、「指定文」という用語を用いる積極的な理由があると考えられる。
- 10) このような文タイプの観察,記述は,仁田(1991)がはじめてというわけではなく,「現象文」や「存現文」等の名称で,指摘されてはいたが,ここでは学説史を追うことは不要なので,最もまとまった記述がなされている仁田(1991)によった。
- 11) ただし、「現象描写文」について仁田(1991:123)は、あくまで「文の一タイプであって、節(Clause)の一タイプではない。」と述べており、次例のような「文以前の節相当の表現」とは異なるとしている。

係員が地球の断面図をかかげる。(シナリオのト書き)

田所が棒立ちに立っている。 (同)

なお、文末に生起する話者の判断を表す要素とは、典型的には、"ダロウ""ラシイ""カモシレナイ"等の「認識的モダリティ」(三宅(2011))が表される形式が挙げられる。これらが生起した文はもはや「現象描写文」ではない。

12) 尾上(1973)は、単文基本形で「ガ」が用いられる場合の分類として、3つのタイプを挙げているが、その内、次例のようなものは「〈眼前描写〉」と呼んでいる。

雪がまぶしい。

これは、「眼前に見る事実を何がしかの感嘆をこめてそのまま言語に表現するような文型」のように記述されるものであり、本稿における「現象描写文」にほぼ相当するものである。重要なのは、この「〈眼前描写〉」は次例のような「〈選択指定〉」と呼ばれるタイプとは区別されていることである。

私が社長だ。 こっちの池が大きい。

この「〈選択指定〉」は言うまでもなく、本稿における「指定文」に相当する。

13) 下地(2020)は、「南琉球宮古語伊良部島方言」において、文の意味的なタイプの違いにより、「A ガ B ダ」型の文のコピュラ ("ダ") に形態的な異なり

が生じるという興味深い事実を観察している。その場合の文の意味的なタイプの違いとは、本稿における「現象描写文」か「指定文」かという違いである。ここで詳細を紹介することはしないが、「現象描写文」と「指定文」でコピュラに形態的な異なりが観察できるとしたら、この分類の正当性の強化につながるし、逆に言えば、これらのタイプの違いを導入することによって、方言の記述が精密に行えるようになるとも思われる。

- 14) 統語構造上の「主題」位置がどこかについての詳細な議論は、ここでは避けるが、三宅(2011)で仮定されているように、文末に生起し、「文」の主要部となる機能範疇("INFL"、"Modal"等、カテゴリーは不問)の投射の指定部とみるのが正しいと考えられる。
- 15) (27b) は, さらに"彼が"を述語とするための形態的な調整(コピュラの"ダ"によるサポート)が必要であるが、本稿は「指定文」の分析を本務とするものではないので、その詳細はここでは省略する。ただし、1点のみ付言すると、この分析によれば、「AハBダ」型の「指定文」の述語("Bダ")は、本来、主格名詞句だということになるが、これは、注6でもふれたように、三上(1953)の「指定文」の述語は「有格」であるという指摘が正しいということを意味する。

A ハ B(ガ)ダ / 社長は彼(ガ)だ

16) 金水(2019)も、本稿とは異なる言語事実(従属節の構造等)をもとに、ほぼ同じ分析を提示している。

## 参考文献

- 尾上圭介(1973)「文核と結文の枠ー「ハ」と「ガ」の用法をめぐってー」『言語研究』 63:1-26. 日本言語学会
- 上林洋二(1988)「措定文と指定文ーハとガの一面一」『文藝言語研究 言語編』 14:57-74. 筑波大学
- 金水 敏(2019)「日本語名詞述語文の構造と意味再訪」[形態論・レキシコン研究会(MLF2019 神戸大学) 講演資料]
- 下地理則(2020)「南琉球宮古語伊良部島方言の統語的複合名詞」[土曜ことばの会(2020年第4回 オンライン)発表資料]

- 寺村秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版
- 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論-指示的名詞句と非指示的名詞句-』ひつじ書房
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 三上 章(1953) 『現代語法序説 シンタクスの試み』 刀江書院 [復刊(1972) くろしお出版]
- 三宅知宏(2011)『日本語研究のインターフェイス』くろしお出版

(文学研究科教授)